

## 第4章 計画の内容

### 基本目標 1

#### 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革

(一宮市女性活躍推進計画)

##### 指標

	成果指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	13.3%	30.0%
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	27.7%	21.0%
3	性的少数者(LGBTQ+)について知っている人の割合	76.1%	90.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

### (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

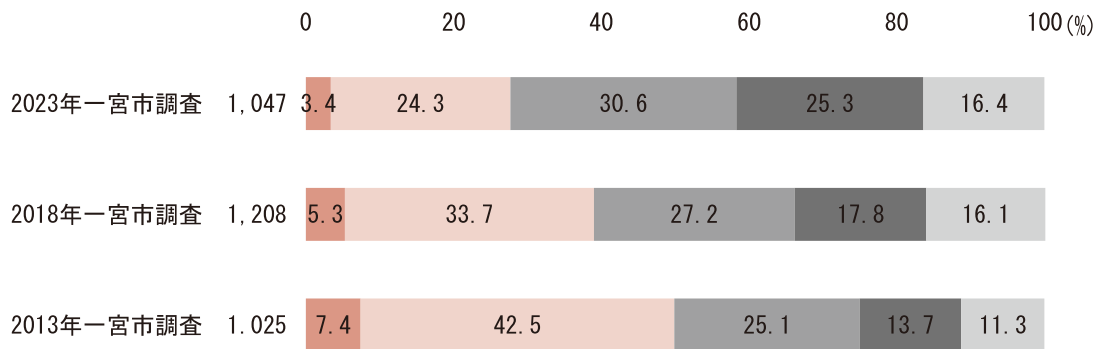
#### 現状と課題

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は10年前、5年前の調査に比べ大きく減少しており、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されつつあることがうかがえます。一方で、社会全体における性別による不平等感はいまだ強く残っており、男女共同参画意識が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

固定的な性別役割分担意識は、個人の可能性を狭めてしまうことにもつながり、男女共同参画社会の実現を阻む根深い要因と言えます。

誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現には、市民の正しい知識と必要性の理解が不可欠です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え



■ 賛成 ■ どちらかといえば賛成 ■ どちらかといえば反対 ■ 反対 ■ わからない

資料：市民アンケート調査

※第4章のグラフは無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

### 施策の方向

市民が男女共同参画社会について共通した認識を持ち、その実現に向けて一人ひとりが意識を高く持てるよう意識啓発に努めます。関連機関との連携を図りつつ、ウェブサイトを中心とした各種媒体や情報紙による情報提供や、男女共同参画に関連した講座等の開催により啓発活動に取り組みます。

### ○ 広報紙・情報紙の発行等

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望により、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

### ○ 講座・イベント等の実施

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画セミナー	男女共同参画に関する理解・認識を深めるためのセミナーを開催します。	政策課
男女共同参画に関するイベント等の実施	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	政策課

## ○ 市職員に対する啓発・研修

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画ガイドラインの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員に配付するとともに、全職員に周知します。	政策課
男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について、職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	人事課

## ○ 資料の収集と市民への提供

事業の項目	内 容	担当課
資料の収集と提供	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に提供します。	政策課

## ○ 学びやすい環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
各種講座等での託児	各種講座等にて、受講者の希望により託児を実施します。	関係各課

## ○ 男女共同参画の図書への充実

事業の項目	内 容	担当課
図書や資料の提供	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館管理課
男女共同参画に関する図書の展示	男女共同参画週間に関連図書の紹介、展示などを行います。	図書館管理課

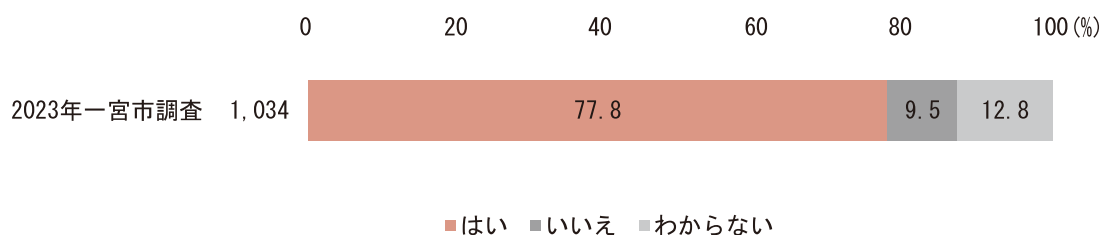
## (2) 子どもへの男女共同参画の促進

### 現状と課題

市民アンケート調査では、77.8%が「男女の区別なく同じように育てたほうがよい」と回答しており、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を伸ばし、学ぶことができる環境が求められています。

また、日常のさまざまな場面で溢れている無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、時に価値観を押し付けたり、可能性を狭めてしまうことにもつながります。子どもの頃から男女共同参画についての理解を深め、自分自身や周りの人を認め合いながら健やかに成長できるよう、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

### 男女区別なく育てたほうがよいと思う



資料：市民アンケート調査

### 施策の方向

学校教育の中で、人権の尊重や男女共同参画の視点を持った学びや学校生活を送ることができるよう、指導の充実を図ります。また、教員等に対しては、男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施します。

無意識の思い込みにとらわれず、一人ひとりが自分らしい生き方ができるよう、キャリア教育を推進します。

### ○ 男女共同参画意識の定着

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画に関する作品募集	小中学生への作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	政策課
名簿作成上の配慮	名簿を作成する上で男子が優先との印象を与えないよう配慮します。	学校教育課
教員に対する男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課

### ○ キャリア教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
キャリア教育の推進	職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課



## ○ 子育て観の形成

事業の項目	内 容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	赤ちゃんとふれ合ったり、母親から赤ちゃんとの生活などの話を聞かせてもらいます。	保育課

## ○ 年齢に応じた健康教育・性教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	「特別活動」の年間計画の中に「性教育」の時間を位置づけ、全小中学校全学年において実施します。	学校教育課

## ○ 男女共同参画の視点を持った道德教育の推進

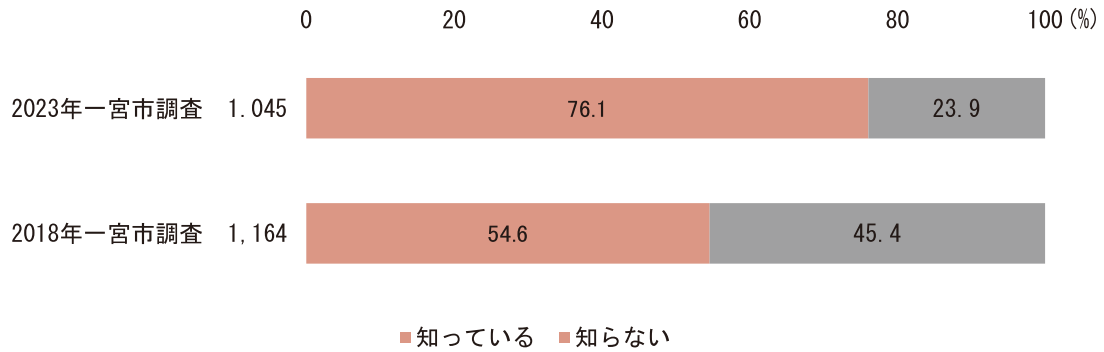
事業の項目	内 容	担当課
道德における男女の協力に関する指導	道德のカリキュラムに沿って、男女の協力について指導します。	学校教育課

## (3) 性的少数者への理解促進

### 現状と課題

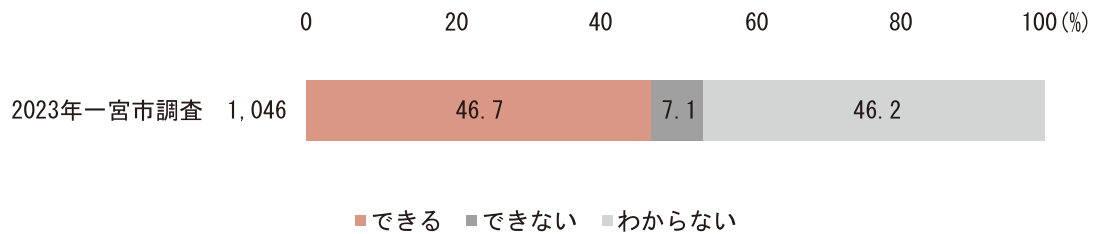
近年では性的少数者についての社会的認知が進みつつありますが、国民の理解増進のため、2023年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。また、全国の多くの自治体において、独自の制度により多様な性への理解を深めるための動きが始まっています。一宮市でも、性的少数者の方をはじめ、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、2022年9月に「一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。しかしながら、市民アンケートにおいて、身近な方が性的少数者だった場合、これまで通り接することができるかと回答した人の割合は半数以下となっており、より一層の理解促進が求められている状況です。

### LGBTQ+の認知度



資料：市民アンケート調査

### 変わらず接することができるか



資料：市民アンケート調査

### 施策の方向

異なる価値観や多様な性の在り方について、互いに認め合うことができるよう、学校や家庭、地域など社会全体において理解促進に向けた取組を行ってまいります。

### ○ 性的少数者への理解促進

事業の項目	内 容	担当課
性的少数者についての意識啓発	講座や研修等を開催し、性的少数者(LGBTQ+等)に対する市民の理解を深めます。	政策課
一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知啓発	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、より多くの市民に周知するとともに性的少数者への理解促進に努めます。	政策課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施します。	学校教育課

## 基本目標 2

### あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備

(一宮市女性活躍推進計画)

#### 指標

成果指標		基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	性別に関係なく活躍の機会が与えられている人の割合	※1 24.7%	29.0%
2	男性の育児休業取得率	33.3%	50.0%
3	審議会等委員への女性登用率	32.8%	40.0%
4	市職員における女性管理職の割合	26.7%	30.0%
5	市職員における男性の教育や子育てへの参画割合	※2 42.7%	70.0%
6	町会長の女性比率	8.9%	10.0%
7	ワーク・ライフ・バランスの支援をしている市内事業所数	104社	116社

※1 2022年6月市民アンケート調査結果

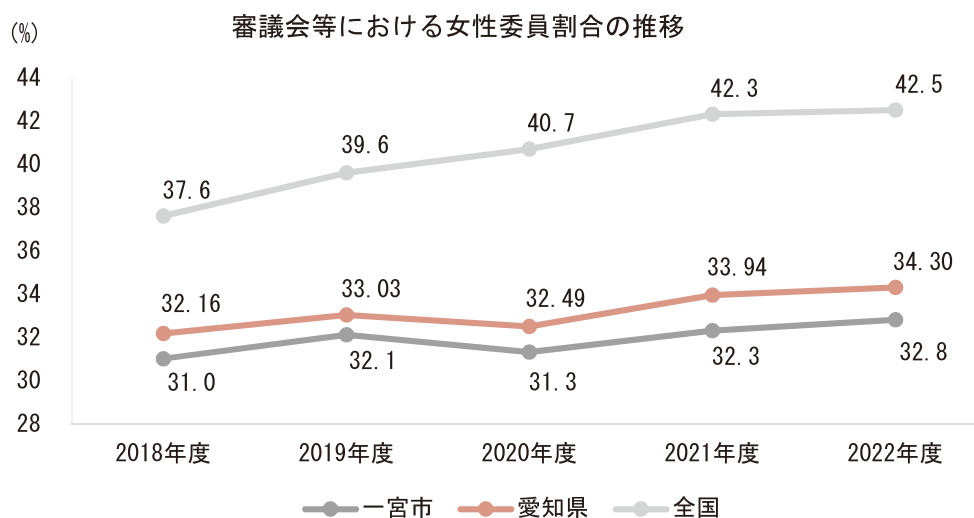
※2 2023年10月職員アンケート調査結果

#### (1) 政策・方針決定過程への女性参画促進

##### 現状と課題

女性のあらゆる分野への参画が少しずつ進む中で、政策・方針決定過程における女性の参画については、いまだ十分とは言えません。あらゆる分野に様々な人材が参画することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れられることなどが期待されます。

性別を問わず、政策・方針決定過程へ参画する機会の均等を確保し、男女間の格差を改善することが重要です。



資料：一宮市；政策課

愛知県；愛知県県民文化部男女共同参画推進課

全国；内閣府資料

### 施策の方向

多様な意見を取り入れるため、市の審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、バランスよく登用できるよう働きかけます。

市職員においては、性別にかかわらず個人の能力を評価し、能力に応じて積極的に管理職への女性の登用を推進します。

### ○ 審議会等委員への女性の積極的登用

事業の項目	内 容	担当課
女性の審議会等委員への登用推進	審議会等の委員への女性登用状況調査を内閣府調査に合わせて実施します。 また、女性登用率向上等を働きかけます。	政策課
市民参加人材名簿の作成、情報提供	審議会・市民会議等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、必要に応じて各課へ情報提供します。	政策課

### ○ 管理職への女性の積極的登用

事業の項目	内 容	担当課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
女性教員の管理職への登用推進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるように、管理職登用を図ります。	学校教育課

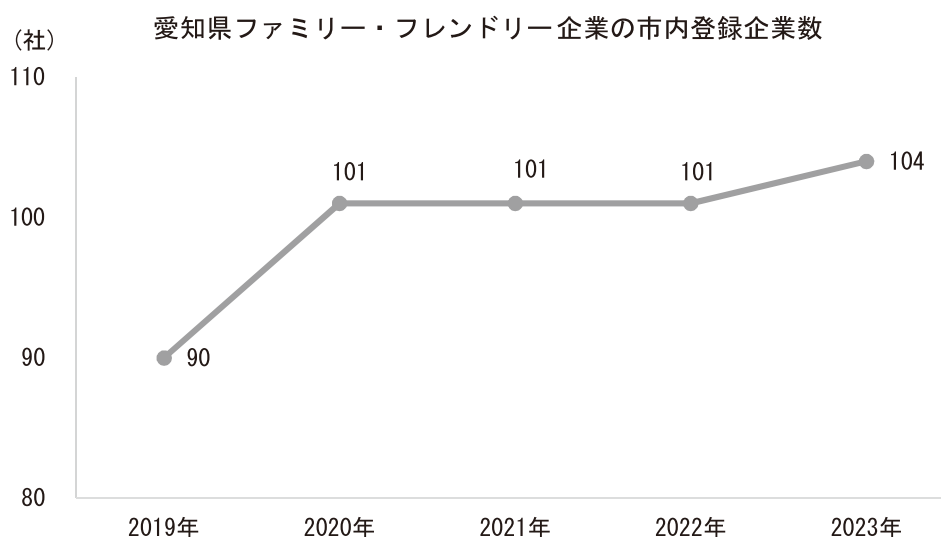
## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 / 就労環境の整備

### 現状と課題

ここ数年では、テレワークの普及や男性の育児休業取得率の上昇など、多様で柔軟な働き方が急速に広まりつつあります。仕事と家庭、地域活動等を両立し、誰もが仕事と生活の調和のとれた、豊かな暮らしを実現するうえで、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要なものです。

事業主へのアンケート調査では、男性の育児休業取得率が33.3%と、第3次計画策定時の基準値7.9%から大きく上昇しました。また、国が示す目標値は2023年3月に2025年度までに50%、2030年度までに85%と引き上げられ、少子化対策においても重要性が強調されています。

子育て支援や介護支援、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場や家庭、地域等が一体となって就労を継続できる環境を整備することが必要です。



資料：愛知県「ファミフレネットあいち」(各年5月時点)

### 施策の方向

ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットを、あらゆる立場の人たちが理解する必要があります。職場での支援制度の普及や充実について事業所等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

また、家事・育児や介護等と両立しながら継続して働くことができるよう、働き方に応じた保育サービスや放課後児童クラブ、介護支援サービスなどが選択できるように、情報提供やサービスの充実に努めます。

## ○ 国・県等との連携による両立支援に関する啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課

## ○ 男性の働き方の見直しに向けた啓発

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所等の希望により、事業所向け男女共同参画出前講座を実施します。	政策課

## ○ 子育てに配慮した職場環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	県及び市のウェブサイト、パンフレットにより周知します。	産業振興課

## ○ 子育て支援サービスの充実(保育所、放課後児童クラブ等)

事業の項目	内 容	担当課
情報紙の発行	「ゆめおりっこ」により、市の子育て支援関係の講座や情報、子育てサークル等に関する情報を提供します。	保育課
子育て支援アプリの活用	いちのみや子育て支援アプリ等を活用し、インターネット上で子育て情報を提供します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	保育課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて、仕事等で昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
子ども一時預かり	中央子育て支援センターに設置する一時預かり施設において、保護者のリフレッシュ等を目的に 4 時間まで子どもを預かります。	保育課
延長保育	勤務時間の関係で通常保育時間(8 時～16 時)には送迎できない保護者を対象に、保育時間の延長を行います。	保育課

事業の項目	内 容	担当課
病児・病後児保育	病気等で集団保育が困難な児童(6カ月～小学4年生)を、保護者に代わって保育します。	保育課
乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。定員を確保し、事業を継続していきます。	保育課
放課後子ども教室	小学1年生から3年生を対象に子どもの安全・安心な居場所作りを目的として、主に授業終了後の6時限目に小学校の教室で自主学習や体験活動を行います。	青少年課

## ○ 介護支援サービス等の充実

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流の場を提供します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

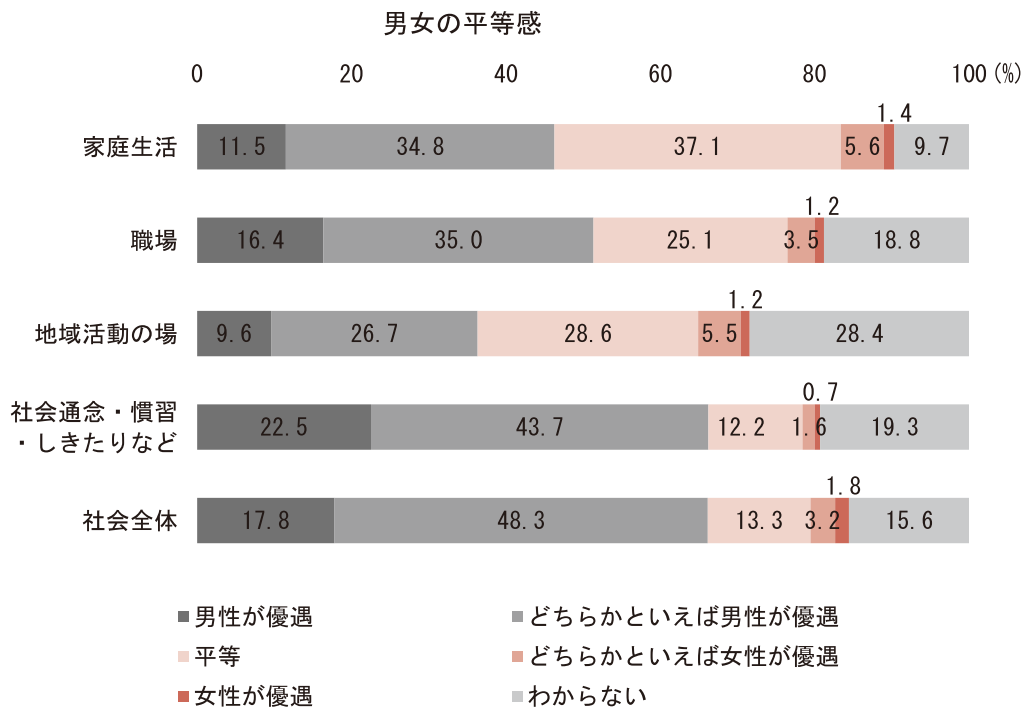


### (3) 様々な分野における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

市民アンケート調査では、家庭や職場、地域活動など、どの分野においても「男性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が一番大きな割合を占めています。

あらゆる分野において、慣習や思い込みによって負担や人材が偏らないよう、多様な視点や価値観を取り入れられる、誰もが参画しやすい場の提供や固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の意識の醸成が必要です。



資料：市民アンケート調査(2023年5月)

#### 施策の方向

女性の参画が少ない分野においては、参画や学習の機会や情報の提供、参画しやすい制度などの取組を推進します。

家庭においては、男女がともに役割を担い、不平等感なく積極的に参画することができるよう、参加の促進や意識啓発に取り組めます。

また、少子高齢化が一層進む中、地域活動において男女共同参画を推進していくために、性別や世代に関係なく、ボランティアやNPO活動等に、誰もが参加しやすくなるよう支援していきます。



## ○ 女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	政策課
男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生の企画立案による男女共同参画に関するセミナー等を開催します。	政策課

## ○ 父親の育児参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙に父親の子育てに関する記事を掲載します。	保育課
パパもいっしょに遊ぼう！	父親とふれあい遊びをしたり、親同士で交流したりします。	保育課
幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親やその家族を対象とした幼児期家庭教育セミナーを開催します。親子で参加できるものを休日に開催し、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課
赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳児を持つ親(その家族)を対象として、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得とともに、子育てにおける家族と家庭の役割を考えることを目的に、赤ちゃんセミナーを開催します。休日開催日も設け、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課

## ○ 男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

事業の項目	内 容	担当課
高齢者の栄養講座	高齢者が自分の食生活を振り返り、バランスよい食事を摂取できるように教室を実施します。	高年福祉課

## ○ 男性の介護参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

## ○ 地域における慣習等の見直し

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望に応じて、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

## ○ 地域における活動団体への支援

事業の項目	内 容	担当課
市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民活動団体の活動拠点となる支援センターを運営します。	市民協働課
一宮市市民活動サポート補助金	市民活動に参加する市民活動団体の活動に必要な経費の一部を補助します。	市民協働課
市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	市民協働課
市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	市民協働課
ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育てすけっとバンク登録者を養成する講習会を開催し、「子育てすけっとバンク」についての話、親子ふれあい遊びなどの講習を行います。	保育課
家庭教育支援ボランティア養成講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、実技を含めた講座と体験実習を行います。	生涯学習課
各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

## ○ 農業等における男女共同参画の推進

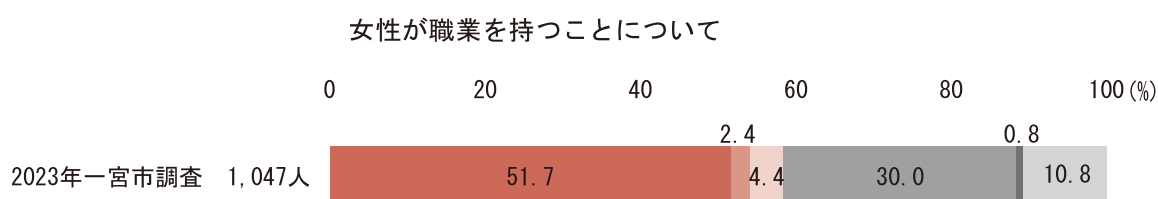
事業の項目	内 容	担当課
農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農村生活アドバイザー協会の活動に対して人的支援を行います。 一宮市女性農業者会議の運営に対して補助を行います。	農業振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する人的支援を行います。	農業振興課

## (4) 女性の就労支援

### 現状と課題

市民アンケート調査では、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が過半数を占めています。一方で、「妊娠・出産で仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は約30%を占めており、子育て中の就職や就業を希望する人も多くいます。

女性が出産や育児等で離職した後でも、希望した形で能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、周囲の理解や支援が必要です。



- ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 結婚するまでは職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産するまで職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産したら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- わからない

資料：市民アンケート調査

### 施策の方向

就職や起業を支援するため、学習の機会や情報提供を行います。

また、妊娠・出産を経ても継続して働き、活躍することができるよう、女性が活躍できる就労環境の整備や理解促進のための意識啓発に取り組みます。

## ○ 女性の就職支援

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画セミナー	女性の就職支援セミナーを開催します。	政策課
企業説明会等の開催	ハローワーク、愛知県、一宮商工会議所、若者サポートステーション等と連携し、合同企業説明会・就職支援セミナー等を開催します。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットの配布により再雇用制度やマザーズハローワークの啓発を図ります。	産業振興課

## ○ 起業の場の提供

事業の項目	内 容	担当課
SOHOインキュベータオフィス運営	尾張一宮駅前ビルのビジネス支援センター内に 5 区画のオフィスを用意し、低廉な賃料で提供し起業を支援します。	産業振興課

## ○ ポジティブ・アクションの推進

事業の項目	内 容	担当課
公共調達における男女共同参画の推進	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定しています。	契約課

## ○ 各種制度の周知・啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットを活用し、各種制度の周知を行います。	産業振興課



## 基本目標 3

### 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

#### 指標

成果指標		基準値 (2023 年度)	目標値 (2026 年度)
1	自主防災リーダー研修の修了生における女性の割合	13.1%	14.0%
2	健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	58.6%	60.0%
3	子宮頸がん・乳がん検診の精密検査受診率	※ 92.0%	95.0%
4	DV を理解している人の割合	91.4%	100%
5	DV に関する相談窓口を知っている人の割合	54.9%	80%

※2023 年 4 月時点(2021 年度実績)

#### (1) 男女共同参画の視点からの防災の取組

##### 現状と課題

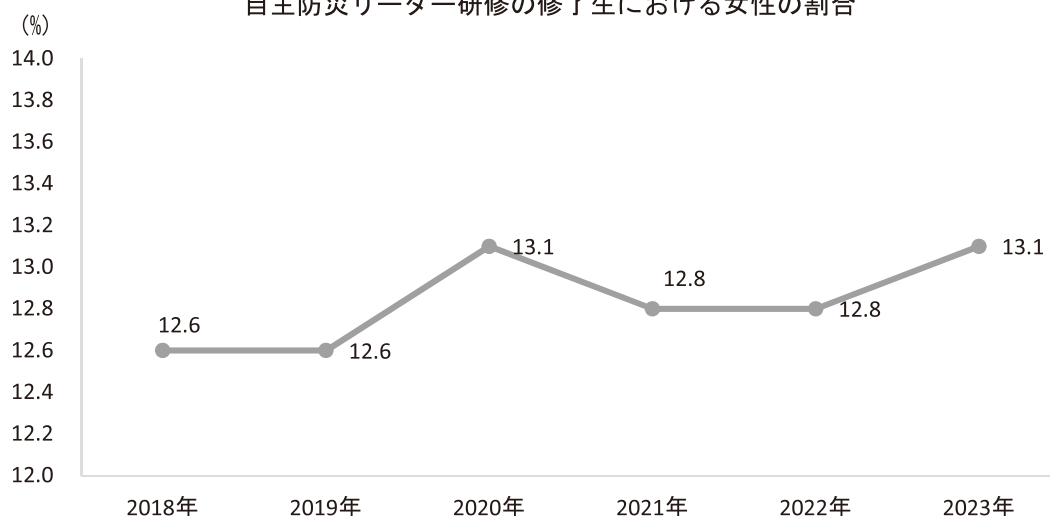
豪雨災害や地震等の自然災害が全国的に増加しており、防災分野での男女共同参画の視点について、改めて重要性が認識されています。

短期的なものだけでなく、長期的に対応が必要となる場面も想定することが必要であり、平常時から女性をはじめ多様な視点を持った体制整備が重要となります。

市民アンケート調査では、85.5%の人が、防災対策などに女性の視点を含める必要があると回答しており、女性参画に対する市民の意識も高まっています。

地域の防災力を高めるために、防災分野への女性の参画をより一層推進する必要があります。

自主防災リーダー研修の修了生における女性の割合



資料：危機管理課

### 施策の方向

防災分野における多様なニーズやリスクへ対応するために、土台となる地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れて検討を行います。

また、引き続き女性消防吏員の増加を図るとともに、災害時の地域住民のリーダーとなる自主防災リーダーの養成を、男女共同参画の視点に基づいて進めます。

### ○防災分野における男女共同参画の充実

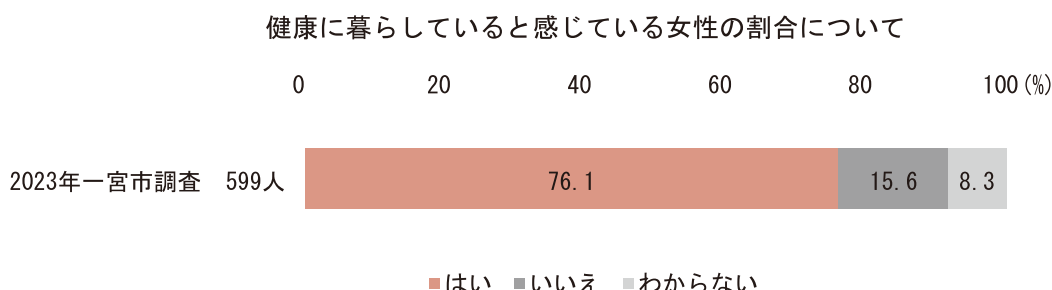
事業の項目	内 容	担当課
地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れていきます。	危機管理課
出前講座	出前講座で、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。	危機管理課
自主防災リーダー養成	男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。	危機管理課
女性消防クラブに関する活動支援	多様な視点を取り入れ、地域防災力における男女共同参画を進めます。	予防課
消防吏員への女性登用の推進	防災分野における多様なニーズ・リスクへの対応力を高めるため、防災を担う組織において女性の登用を推進します。	消防本部総務課

## (2) 生涯を通じた女性の健康づくり支援

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために最も基本的で重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。男女が互いの健康をいたわり合い、自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。



資料：市民アンケート調査

### 施策の方向

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために、住民健診の実施や受診後のフォローアップ、専門職による健康相談の実施や健康情報の提供等に取り組みます。

妊娠から出産、産後期においては、それぞれの段階に応じた相談・指導など母子保健施策を充実し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、環境づくりを進めます。

### ○ 健康情報の提供の充実

事業の項目	内容	担当課
保健所だよりやウェブサイトによる健康情報の提供	保健所だよりを市広報と一緒に配布するとともに、健康情報をウェブサイトに掲載します。	保健総務課

## ○ 健康診断・検診制度の充実

事業の項目	内 容	担当課
子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん検診は 20 歳の方、乳がん検診は 40 歳の方へ、無料クーポン券を配布します。	保健総務課
節目骨健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢の女性に骨密度測定を実施します。	健康支援課

## ○ 妊娠・出産期の母親の健康管理

事業の項目	内 容	担当課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査(14回)の受診票を交付し、受診勧奨します。 母子健康手帳の交付時に、妊娠中から産後 1 年以内の間に受診できる妊産婦歯科健康診査受診票(1回)を交付します。	健康支援課
妊娠 32 週家庭訪問	妊婦に対して家庭訪問し、妊娠中の生活や出産後の育児、保健サービスについて助言します。	健康支援課

## ○ 産前・産後の母親の支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児・産婦訪問	新生児・産婦訪問を一宮市助産師会に委託します。 乳児がいる家庭(新生児産婦訪問を受けていない方)に訪問員・保健師が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
新米ママさん教室	助産師や栄養士が話をし、個別相談や交流会を行います。	健康支援課
産後ヘルプ	出産前・出産後の体調不良のため家事や育児が困難な方、または多胎児を出産した方(依頼者)に、家事や育児の援助をしてくれる方(援助者)を紹介します。	保育課

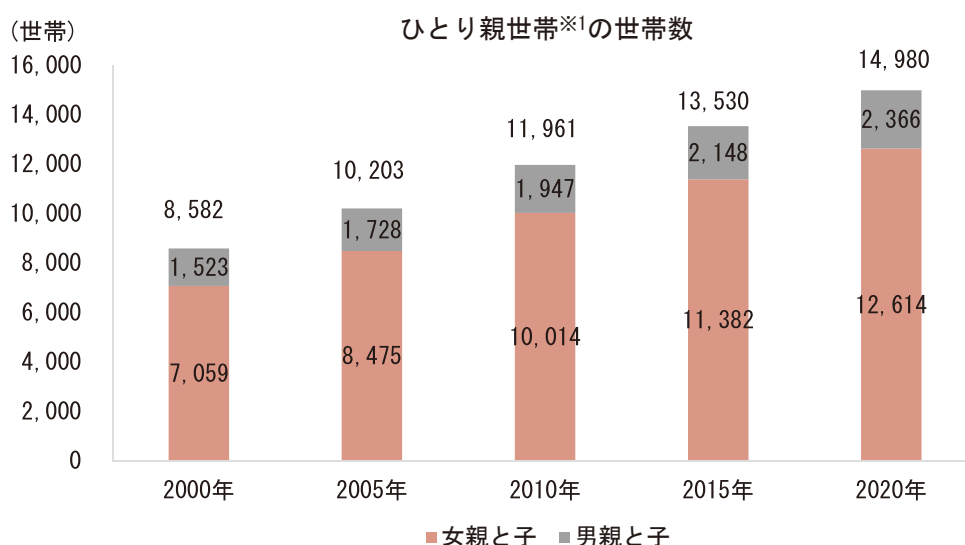


### (3) 困難を抱える人々への支援

#### 現状と課題

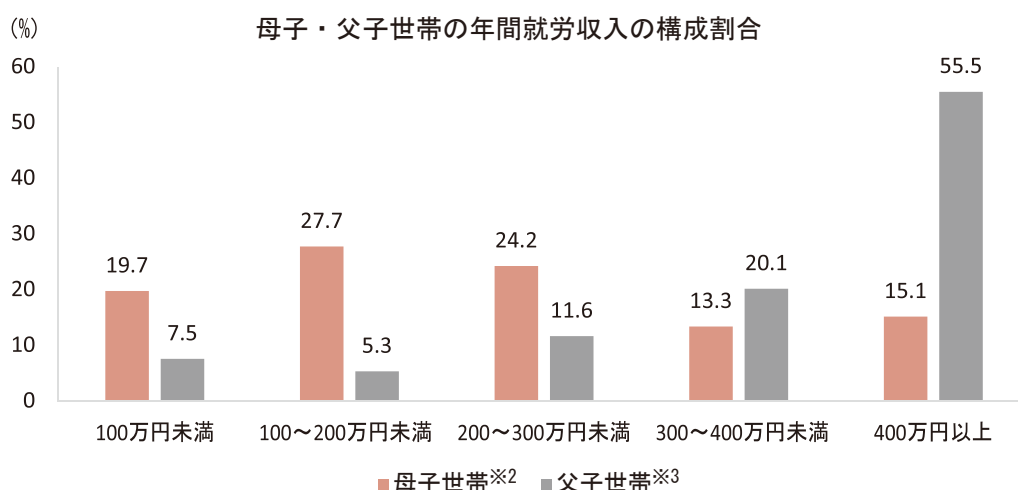
全国的にひとり親世帯や高齢者単独世帯、非正規雇用労働者の増加により、支援を必要とする人が増加しています。

本市においても例外ではなく、複合的に困難な状況に置かれる人々も少なくありません。誰もが自立して安心して生活できるよう、経済的支援や、就業や地域活動などの社会参画に対する支援、環境整備が求められています。



※1 男親または女親と子からなる世帯

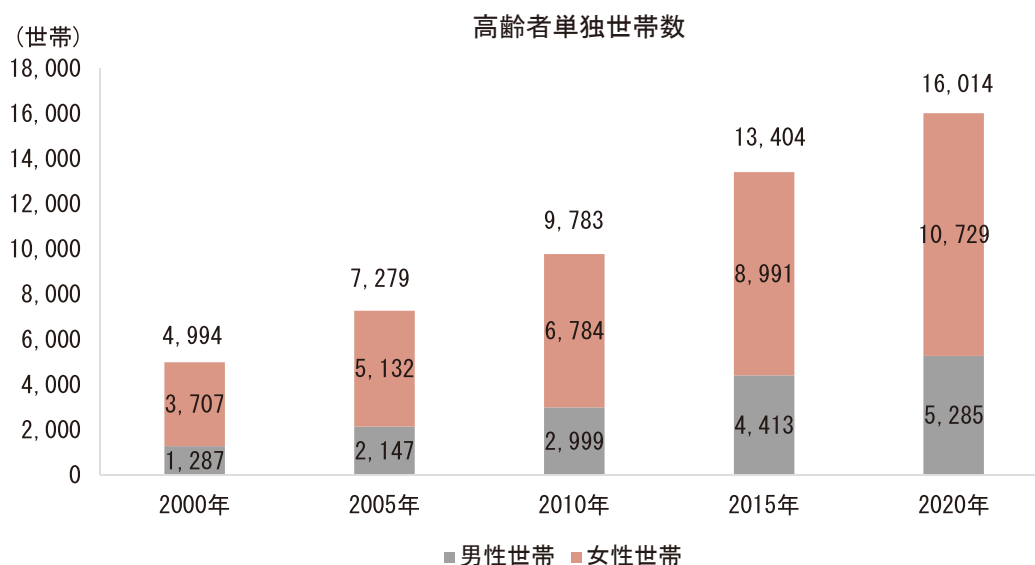
資料：国勢調査



※2 父のいない児童（満20歳未満の未婚の子）がその母に養育されている世帯

※3 母のいない児童がその父に養育されている世帯

資料：令和3年度全国ひとり親世帯等調査



資料：国勢調査

### 施策の方向

障害があること、高齢であること、ひとり親世帯であることなど、様々な理由で困難に直面する人々に対し、自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。

2024年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、多様化・複雑化・複合化する「女性をめぐる課題」に対応するための法律が整備されました。行政や関係団体などが密接に連携し、個人の置かれた状況に応じたきめ細やかな支援や相談体制を構築します。

### ○ 就労支援の充実

事業の項目	内容	担当課
障害者の就労の場の充実	就労を希望する障害者に対し、就労に向けた訓練等を提供する就労系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	障害福祉課
雇用奨励金の支給	身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに雇用した事業者や公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満60歳以上の高年齢者を1年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払い支援します。	産業振興課

## ○ 日常生活支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
中学校生理用品配布事業	経済的な理由で生理用品が買えない「生理の貧困」問題に対応するため、生理用品等を学校に設置します。	教育部総務課

## ○ 相談体制の整備

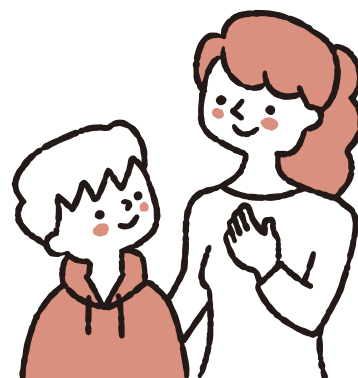
事業の項目	内 容	担当課
高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
障害者相談	障害者やその家族、支援者などから日常生活での様々な困りごとについて、電話・面接・訪問などにより相談を受け付けます。	福祉総合相談室
女性相談	困難な問題を抱える女性の悩みや困りごとなどの相談を受け付けます。	子ども家庭相談課

## ○ ひとり親家庭への経済的支援

事業の項目	内 容	担当課
母子・父子家庭等医療助成	満 18 歳に到達する年度末までの児童を扶養している、ひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
県・市遺児手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に県・市遺児手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、必要な資金の貸付けを行います。	子ども家庭相談課

## ○ ひとり親家庭への自立支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣します。	子ども家庭相談課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母・父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母・父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭支援制度の周知	「ひとり親家庭のしおり」を作成・配布し、支援制度・事業について周知を行います。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員・就業支援専門員による相談を実施します。	子ども家庭相談課
母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘



#### (4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶(一宮市DV対策基本計画)

「第4次一宮市男女共同参画計画」の基本目標3「誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり」のうち「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「一宮市DV対策基本計画」を包括しています。

##### 一宮市DV対策基本計画の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まったことから、2011年3月に「第2次一宮市男女共同参画計画」に含まれるものとして、DV対策の充実を図るために「一宮市DV対策基本計画」を策定し、その後は、「男女共同参画計画」の改定にあわせて見直しています。

なお、DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DVとは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいうが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとする。

##### —DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定—

[配偶者とは]: 婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者

※生活の本拠をともにし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

[暴力の形態]: 身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

#### 1. DV等に関する啓発活動の推進

##### 現状と課題

DV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、女性が被害者の多くを占めていることから、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。近年は、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用し

たものなど、暴力も多様化しています。

市民アンケート調査によると、配偶者等に対する暴力に関する認知度は高まりつつありますが、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、引き続き、積極的な広報・啓発を行い、DVに対する正しい知識の普及を進めていく必要があります。

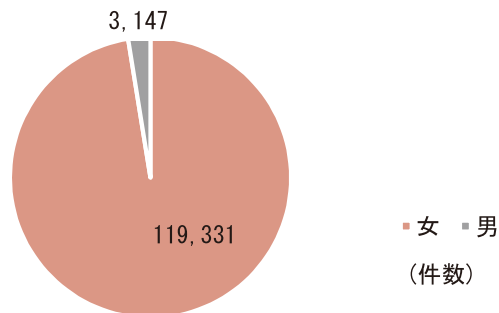
DVには精神的・性的暴力も含まれることの認知度



■ 知っている ■ 知らない

資料：市民アンケート調査

DVに関する相談件数の男女比



資料：内閣府男女共同参画局(2021年度分)

### 施策の方向

DV等について、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、若い世代を含め社会全体で共有できるよう、男女共同参画情報紙や広報など各種媒体を通じて広く意識啓発を行います。

## ○ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課

## 2. DV 相談体制の整備

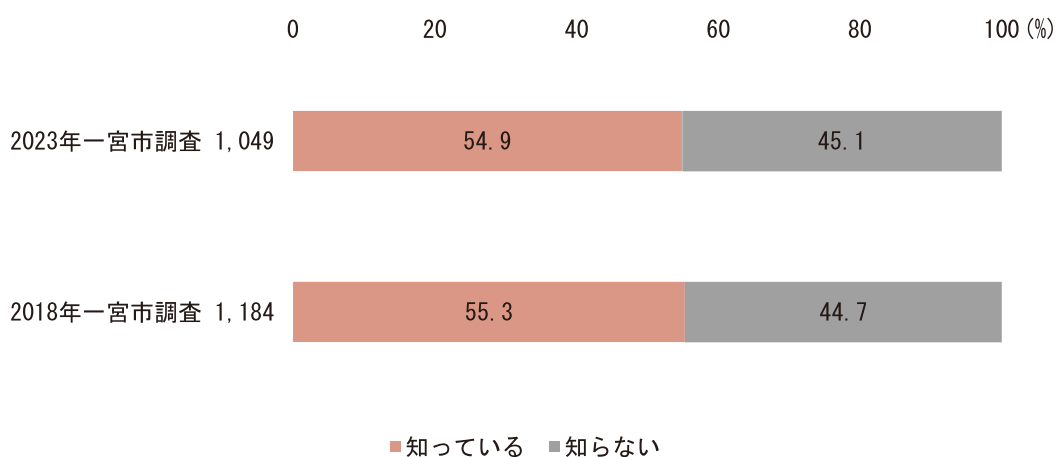
### 現状と課題

市では、DV 相談を実施しています。DV に関する相談件数の推移は横ばいですが、安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。今後も潜在化している DV への対応や被害者を継続支援するために、総合的な相談窓口が必要です。

市民アンケート調査では、DV 相談窓口の認知度は 54.9%であり、十分とはいえません。市の相談窓口をはじめ、国、県などが設置している電話やメール等による相談窓口のさらなる周知を行うことが求められます。

様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口機能の向上と支援体制の充実を図ることが必要です。

DV 相談窓口の認知度



資料：市民アンケート調査

## 施策の方向

希望したときにすぐに相談ができるよう、相談しやすく支援を受けやすい環境の整備に努めるとともに、国、県などの相談窓口を含めた支援情報の周知を図ります。

被害者各々の状況に配慮し、庁内および関係機関との連携を強化しながら相談対応の質の向上を図ります。

### ○ 相談窓口や支援に関する情報の周知

事業の項目	内 容	担当課
リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布、市ウェブページなどで相談窓口、支援情報の周知を行います。	子ども家庭相談課

### ○ 総合的相談窓口の運営

事業の項目	内 容	担当課
DV 相談の実施	DV に関する相談を実施します。	子ども家庭相談課
DV と児童虐待が併存する事案への連携対応	児童虐待対応担当や県児童相談所と連携して対応します。	子ども家庭相談課

### ○ 被害者に配慮した相談対応

事業の項目	内 容	担当課
外国人に対する配慮	テレビ電話による通訳サービスを活用して相談を実施します。	子ども家庭相談課
障害者、高齢者に対する配慮	障害者は福祉総合相談室と、高齢者は高年福祉課と連携して対応します。	子ども家庭相談課
安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	子ども家庭相談課

### ○ 相談支援体制の充実

事業の項目	内 容	担当課
県女性相談支援センター、警察との連携強化	県女性相談支援センター、警察との情報交換、協議等を進め、連携強化による相談支援体制の充実に図ります。	子ども家庭相談課



### 3. DV 被害者への自立支援の充実

#### 現状と課題

被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。

市では、警察署、児童相談センター、庁内各課との連携により被害者に対する円滑な支援を行うためのネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会に DV 対策部会を設置し、支援状況等の調整や情報共有を行っています。

支援におけるワンストップ化を推進し、関係機関との連携や庁内ネットワークの充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図ります。また、相談や支援にあたる職員が DV の特性を理解し、二次的被害を及ぼすことなどを防ぐ必要があります。さらに、住宅確保、精神的被害など民間支援団体との連携が有効な場合は、必要に応じ連携して支援します。

一宮市要保護児童対策地域協議会 DV 対策部会の構成機関

関係機関	部課等
愛知県警察	一宮警察署生活安全課
愛知県	一宮児童相談センター児童育成課
一宮市(庁内)	総合政策部政策課
	総合政策部市民協働課
	市民健康部市民課
	市民健康部保険年金課
	市民健康部保健所健康支援課
	福祉部福祉総務課福祉総合相談室
	福祉部生活福祉課
	福祉部高年福祉課
	子ども家庭部保育課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部子ども家庭相談課(事務局)
	子ども家庭部朝日荘
	教育部総務課
	教育部学校教育課

## 施策の方向

DV 対策部会を通じ、関係機関や庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

支援のワンストップ化など、他機関との連携により総合的な支援の実施を推進します。必要に応じて、民間支援団体とも連携していきます。

### ○ 連携体制の強化

事業の項目	内 容	担当課
DV 対策部会の開催	関係機関や庁内の連携ネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催します。	子ども家庭相談課

### ○ 支援における二次的被害の防止・情報保護

事業の項目	内 容	担当課
関係職員に対する啓発・研修	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会において、啓発用文書を作成配布し、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	子ども家庭相談課

### ○ 支援の総合的实施

事業の項目	内 容	担当課
支援の着実な実施	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催し、関係機関、庁内関係課における被害者支援状況を集約・調整します。	子ども家庭相談課
支援のワンストップ化推進	庁内 DV 相談連絡票を活用し、被害者の精神的負担軽減を推進します。	子ども家庭相談課

### ○ 民間支援団体との連携

事業の項目	内 容	担当課
民間支援団体との連携	住宅確保などに対する支援については、必要に応じて、民間支援団体と連携します。	子ども家庭相談課

# 市の率先行動

## 地域のモデルとしての一宮市の取組

### 現状と課題

男女がともに活躍できる社会を実現するためには、まず市が率先して男女共同参画の取組を進めていかなければなりません。

また、市内事業所の模範となるため、誰もが働きやすい環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業の取得促進など、多様なニーズに応じた働き方の選択ができる仕組みを整備し、男女共同参画の率先行動をより一層進めていくことが必要です。

### 施策の方向

市が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、多様な働き方の選択や男女がともに育児休業・介護休暇等を取得できる環境づくりを積極的に行います。

事業の項目		内 容
ワーク・ライフ・バランスの推進	i-スタイル勤務	フレックスタイム制や時差出勤制度などの、ライフスタイルに合わせた、より柔軟な働き方を可能にする市オリジナルの勤務体制「i-スタイル勤務」を推進します。
	リフレッシュデーの周知徹底	定時退庁促進のため週1回実施しているリフレッシュデーでは、庁内情報システムにより一層の周知を図っています。
	時間外勤務の削減	各課(公所)の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図っています。 また、時間外勤務の多い職場の状況について、当該所属からヒアリングを行い、時間外勤務縮減のための方策を検討しています。
	育児の日の設定	職員が育児に積極的に関わることができるよう、毎月19日を「育児の日」とします。また、毎月19日又はその前後を含めて、月に1日程度は、育児を担うべき全ての職員が休暇を取得するよう働きかけます。
育児休業取得の推進	育児休業	子が3歳に達するまで、育児休業取得を推進します。特に、取得実績の少ない男性職員について、取得率の目標を定め取得率の向上を目指します。
育児休業中の職員への職場復帰支援	職員へのノートパソコン等貸出	育児休業を取得している市職員のうち、希望者にノートパソコン等を貸与し、職務能力の回復や必要な知識の習得を支援し、職員が円滑に職場復帰できることを目指しています。

## 数字で見る一宮市職員の状況

### ○ 職員割合

かつては「女性の職場」などと言われた保育士や看護師の男性職員、男性の技師や技手の多い土木や建築部門などにおける女性職員の割合は3～10%で推移しています。

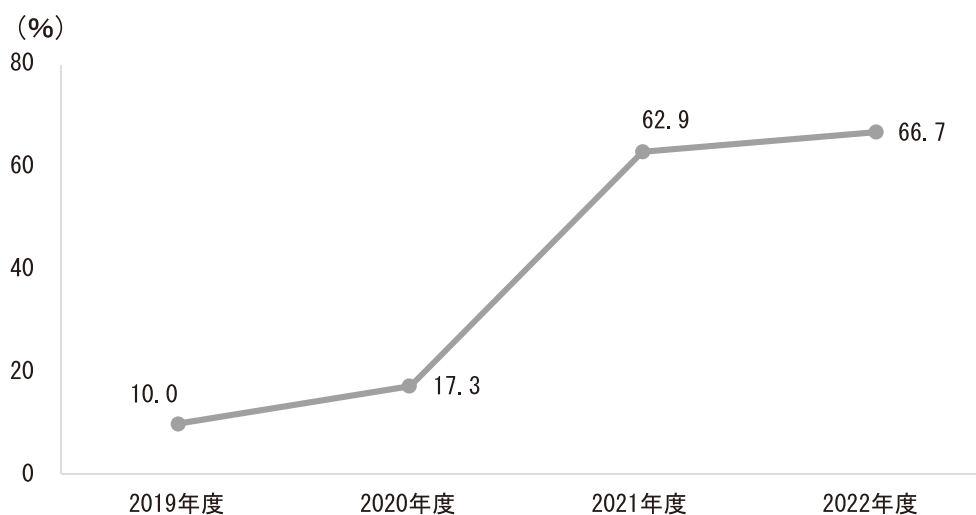
年度		2021	2022	2023
看護師	男性の割合(%)	10.5	10.3	10.5
保育士	男性の割合(%)	3.5	3.3	3.2
技師・技手	女性の割合(%)	10.3	10.3	10.3

(各年4月1日現在)

### ○ 男性の育児休業取得率

一宮市では改正育児・介護休業法の改正に先駆け、男性の育児休業取得の促進に積極的に取り組んだ結果、取得率が大きく上昇しました。

年度	2019	2020	2021	2022
男性の育休取得者数(人)	8	14	56	62
取得率(%)	10.0	17.3	62.9	66.7



## ○ 出産した女性職員の割合

全国的に合計特殊出生率が低下する中、市の女性職員のうち出産した(産後休暇を取得した)女性職員の割合は、直近4年間ではゆるやかに上昇しています。

年度	2019	2020	2021	2022
出産した職員数(人)	88	94	98	110
女性職員数(人)	1,908	1,929	1,984	2,038
出産した女性職員の割合(%)	4.6	4.9	4.9	5.4

